「蕨市立病院運営審議会」の会議の傍聴にかかる取り決め(案)

(目的)

蕨市立病院運営審議会(以下「審議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、 必要な事項を定める。

(傍聴人の数)

傍聴人の数は、会議を円滑に進行するため、審議会の会長(以下「会長」という。)が、会議 に諮り適宜定める。

(傍聴の手続き)

会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に住所、氏名等を記入のうえ、審議会に提出し、傍聴券の交付を受けなければならない。

傍聴券は、会議開始予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が、会長の定めた数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

会議を妨害するおそれがあると認められる者は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

傍聴人は、傍聴席において、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしては ならない。

(写真、映画等の撮影、録音等の禁止)

傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、録音してはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議資料の提供の取り扱い)

会議に提出した資料については、傍聴人に対して会議中閲覧させることができる。

(委任)

その他傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮り定める。